

令和4年度先端ICT技術開発・先進モデル創出事業募集要領

1 目的及び趣旨

福島県では震災からの産業復興のため、次世代の新たな成長分野として「ICT関連産業」の集積を目指しています。

本事業では、ICT関連企業と大学等による共同研究を促進するため、共同研究に要した所定の費用について補助金を交付します。

本事業は、この公募要領に定めるもののほか、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、先端ICT技術開発・先進モデル創出事業費補助金交付要綱（令和元年6月13日付け01産第837号。以下「要綱」という。）に基づき実施するものですので、各要綱等を熟読のうえ、申請してください。

2 補助対象事業者及び補助対象事業

事業者の区分	事業の区分
福島県の基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者	① 大学等と連携し、ICT関連技術の共同研究・開発等を行う事業。

3 補助対象経費

補助事業実施のため必要となる経費が対象となりますが、次の条件を満たす必要があります。

- ① 交付決定後に契約、支出されるもの。
- ② 各年度分の支払額が、当該年度3月末日までに確定するもの。
- ③ 補助事業に要することが明確であるもの。

なお、次のような経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

- ・対象となる事業終了後、容易に他事業への転用が可能と認められる経費
例：事務用品（机、いす等）、車両（保険料、車検等の費用も含みます）等
- ・使用実績の把握が困難な材料等
- ・公租公課
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの及び当該年度3月末日までに支払額を確定できなかったもの
- ・既存建物、設備の撤去費・移設費
- ・商品券等の金券
- ・雑誌購読料、新聞代、NHK その他有料放送受信料、団体等の会費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・税務申告、決算書作成等のための税理士、公認会計士等への費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・為替損益
- ・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・上記のほか、不適切と認められる経費

(補助対象経費)

経費の区分	経費の内訳
1 謝金	補助事業を行うために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼。なお、謝金の単価は、補助事業者の規程によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。
2 旅費	補助事業を行うために直接必要な国内旅費であって、補助事業者の規程により算定された経費。
3 事務等経費	補助事業を行うために直接必要な以下の経費。 ① 通信・運搬経費 ② 印刷製本費 ③ 使用料及び賃借料 ④ 補助事業に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費（実施場所、装置ごとに専用のメーターが装備されている場合のみ対象とする。） ⑤ 展示会出展等経費 ⑥ 会議・シンポジウム等に伴う飲食等経費（アルコール類や補助事業者内部の打ち合わせや会議等に係る飲食等経費を除く。） ⑦ その他必要と認める事務経費
4 消耗品費	補助事業を行うために直接必要な原材料費及び消耗品費
5 機械装置費	補助事業を行うために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
6 外注費	加工等試作の外注に要する経費（ソフトウェアを含む）
7 直接人件費	補助事業実施に必要な従業員の人件費
8 委託費	民間企業、大学や公設試験場等の研究機関に対して研究の一部を委託する場合の経費 試験・評価委託、知的財産権の先行調査及び権利取得等に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く。） なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産等の秘密保持、委託成果品の帰属等について規定すること。 委託先において、委託費で購入又は発生した財産は、知的財産権を除いて委託者（補助事業者）の所有となる。 なお、委託先の所有となる財産があった場合には、委託者の財産と同様に処分制限財産となるので留意すること。
9 その他	その他知事が認めるもの。

4 補助率及び補助対象事業の上限額

事業者の区分	補助率	補助金の上限額
福島県の基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者	2/3	500万円

5 補助対象事業期間

交付決定日から令和5年3月末日まで

6 申請方法等

(1) 公募期間

令和4年12月28日までとします。ただし、予算が無くなり次第終了とします。

(2) 提出方法

郵送又は持参とします。提出先は、「9 問い合わせ先・提出先」に記載した担当宛てとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時までとします。

なお、郵送の場合、募集期間内に提出先に到着したものに限り受け付けます。

(3) 提出書類

- ① 先端ICT技術開発・先進モデル創出事業費補助金 交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 先端ICT技術開発・先進モデル創出事業費補助金 申請者概要（要綱様式第1-1号）
- ③ 先端ICT技術開発・先進モデル創出事業費補助金 研究開発説明書（要綱様式第1-2号）
- ④ 先端ICT技術開発・先進モデル創出事業費補助金 収支明細書（要綱様式第1-3号）
- ⑤ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（要綱様式第1-4号）
- ⑥ 役員一覧（様式第1-5号）
- ⑦ 決算書3期分（写し）
- ⑧ 登記事項証明書（発行日が6ヵ月以内のものに限る）
- ⑨ 定款（写し）
- ⑩ 補助事業に要する費用の金額が確認できる書類

※申請内容の確認を行うため、必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※申請書及び要綱・募集要領については、福島県企業立地課のホームページからダウンロードできます。

(4) 提出部数

1部

(5) その他

提出にかかる経費は、全て申請者の負担となります。

なお、提出された申請書は返却しません。

7 審査

申込受付順に書面及びヒアリング審査を行います。
審査結果（採択又は不採択）は書面にて通知します。

8 応募書類の配付

本要領も含めて申請に必要な書類は、福島県ホームページからダウンロードしてください。

9 問い合わせ先・提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2-16 県庁西庁舎12階
福島県商工労働部企業立地課（担当：小山（真））
電話 024-521-7280
FAX 024-521-7935
E-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp